

今月の



隣に伝えたい

新たな言葉と概念

【DNR, リビングウィル, 事前指示】

英 DNR, living will, advance directive

〈解説〉

“DNR”とはdo-not-resuscitateの略語であり、「蘇生を行なう」と訳される。癌の末期、老衰、救命の可能性がない患者などで、心肺停止状態となったときに、本人または家族の希望で心肺蘇生術を行わないという、医師によって出される指示である。同じような意味を表す用語として、DNAR（do-not-attempt-resuscitation）がある。わが国では厚生労働省から「終末期医療の決定に関するガイドライン」など終末期医療に関していくつかの指針が出されているが、現時点ではDNRに直接的に関わる指針やそれを支持する法律は存在していないのが現状である。

“リビングウィル”は「尊厳死の宣言書」とも呼ばれ、尊厳死を達成するための患者から医師に対する延命治療拒否の指示書であり、以下の3点が盛り込まれている。①病気が不治のものとなり、死期が迫ったときは、一切の延命措置をやめてほしい②苦痛があるときは、その緩和のための医療は最大限にしてほしい。そのために死期が早まってもかまわない③数が月以上も植物状態が続き、回復の見込みがないときは、一切の生命維持装置をやめてほしい。

“事前指示”は患者が自ら判断を下すことが困難となった場合に、医療について自分の希望を伝達するための文書のことをいう。リビングウィルとほとんど同義語ともされるが、厳密にはリビングウィルと医療判断代理委任状の両者を指す。医療現場では患者による意思決定が困難な状況が増加しており、治癒が望めなくなったときの終末期医療においては事前指示の存在が倫理的な問題を回避する手段となりうるとされ、関心を集めている。

（国立病院機構東京医療センター 外科 川口義樹）

本誌392pに記載